

# 業務指示書

## アフリカ地域投資促進業務

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月20日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年5月25日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者及び個別専門家派遣業務（ケニア、ガーナ、ザンビア）を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、投資促進分野情報収集業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：投資促進にかかる業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／アフリカ地域投資促進）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：投資促進に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ケニア産業開発アドバイザー】

- 1) 類似業務の経験：産業開発に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ガーナ投資促進アドバイザー】

- 1) 類似業務の経験：投資促進に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ザンビア投資促進政策アドバイザー】

- 1) 類似業務の経験：投資促進に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月5日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき

- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(US\$1 = 119.64 円 , EUR1 = 129.83 円、ケニア : KES1=118.96円、ガーナ : GHS1=31.081円  
ザンビア : ZMW1= 16.130円、カメルーン : XAF1= 0.199円、エチオピア : ETB1=5.875円  
ルワンダ : RWF1=0.175円、コンゴ民主共和国 : CDF1=0.131円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月11日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／アフリカ地域投資促進  
ケニア産業開発アドバイザー  
ガーナ投資促進アドバイザー  
ザンビア投資促進政策アドバイザー

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

55.12 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月19日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

##### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

##### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

##### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨



(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

#### 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

プロポーザル評価表

アフリカ地域投資促進業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(20.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/アフリカ地域投資促進	(16.00)	(7.00)
ア) 類似業務の経験	6.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	3.00	1.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(7.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	1.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(4.00)	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	4.00	3.00
シ) 業務管理体制	-	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力: ケニア産業開発アドバイザー	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: ガーナ投資促進アドバイザー	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力: ザンビア投資促進政策アドバイザー	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 プロジェクトの目的、内容に関する事項

### 1 業務の背景

2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）においては、TICAD Vの主要テーマである「強固で持続可能な経済」、「包摂的で強靱な社会」、「平和と安定」に沿って、今後のアフリカ開発の方向性について活発な議論が行われた。また、民間セクター主導による成長の重要性を反映し、アフリカ首脳と日本の民間企業の代表による直接対話も実施された。

また、今後のロードマップとして採択された横浜行動計画においては経済成長の促進の観点から民間投資の役割が強調され、資源以外の多様な分野へも投資を誘致し、雇用、地元企業と外国企業のビジネスリンケージ、技術移転の促進を図る重要性が掲げられた。これらの取り組みを促進するため、我が国はアフリカ10か国への産業政策アドバイザー派遣等の支援策を表明した。

JICAはアフリカ地域への投資促進分野における協力として、モロッコ、コートジボワール、モザンビーク等への個別専門家派遣を行っている。その他の国からも個別専門家派遣等の要請があるが、投資促進という開発課題に対処するためには、投資政策・投資環境（法的側面を含む）の分析・改善という政策・制度面の知見に加え、外国投資の誘致促進に向けたビジネスに関する知見も活用することが求められており、このような多様な知見に基づく幅広い支援を効果的に行うことが課題となっている。

このような観点から（1）複数国の投資促進分野の個別専門家派遣業務（以下、「個別専門家派遣業務」）、（2）今後投資促進分野への取り組みを検討する国に対する投資促進分野の情報収集（以下、「投資促進分野情報収集業務」）の二つに一括して対応することで、より包括的、効果的な取り組みを推進することが求められている。

### 2 業務の概要

#### （1）業務の目的

本業務は対象国の投資環境、投資ポテンシャル及び投資促進体制の分析、並びに外国企業への投資意向調査を行い、当該国への投資促進にあたっての課題の整理を行うとともに、個別専門家派遣業務の対象国については更に投資環境改善への助言及び投資促進に向けた投資促進機関等の能力向上支援・投資誘致支援を行うことを目的とする。

#### （2）対象国

本業務の対象国は次のとおり。

##### 1) 個別専門家派遣業務：

- ① ケニア（産業開発アドバイザー）
- ② ガーナ（投資促進アドバイザー）
- ③ ザンビア（投資促進アドバイザー）

2) 投資促進分野情報収集業務：

- ① エチオピア
- ② ルワンダ
- ③ コンゴ民主共和国
- ④ カメルーン

※なお、上記対象国に追加を行う可能性があり、その場合は契約締結後に協議の上、契約変更により追加を行う予定。

(3) 相手国関係機関

個別専門家派遣業務の実施機関

- 1) ケニア：産業化省
- 2) ガーナ：ガーナ投資促進センター
- 3) ザンビア：ザンビア開発庁

投資促進分野情報収集業務における関係機関

- 1) エチオピア：エチオピア投資委員会、エチオピア関税歳入庁等
- 2) ルワンダ：ルワンダ開発庁、産業貿易省、ルワンダ歳入庁等
- 3) コンゴ民主共和国：投資促進公社、産業促進基金等
- 4) カメルーン：現時点では不明

### 3 業務の範囲

本業務は、2(2)1)に示す各国からの要請に基づく専門家派遣及び2(2)2)に示す各国における投資促進分野情報収集を行うものであり、「2(1)業務の目的」を達成するため、「4 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5 業務の内容」に示す事項の活動を行うとともに、「6 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

### 4 実施方針及び留意事項

(1) アフリカに対する投資促進分野の協力の質の向上への貢献

本業務ではアフリカ7か国を対象として業務を実施するが、各国における業務を通じ、アフリカ諸国に共通する課題の導出や各国間の比較の視点を持った分析・考察を行い、JICAのアフリカ地域に対する投資促進分野の協力の質の向上に貢献することが求められる。具体的にはJICAが投資促進支援を実施している他国（モロッコ、モザンビーク、コートジボワール）の案件の関係者等とも情報交換しつつ、本邦におけるアフリカ投資促進セミナー等の場で活用する広報資料の作成や、JICAの投資促進分野の協力の改善に向けた提言が求められる。

(2) 専門家チームによる業務の質の向上

本事業は、投資政策・投資環境の分析・改善、企業の意向を踏まえた外国投資の誘致促進、途上国政府機関の能力向上等の投資促進分野の幅広い課題に対応することを

主眼として実施するものであるため、多様な知見を有する業務従事者から成るチームを形成し、業務従事者間の密な連携を確保することで、業務全体の質を高めるよう配慮すること。

(3) 効果・効率的業務実施

国毎の比較の視点を持って業務を行う観点から、業務の目的・各国のニーズに適合している限り、複数の国についてまとめて企業ヒアリングを行う、本邦招聘時のセミナーを複数国を対象として開催する等の対応により、効果的、効率的な業務実施に努めること。

(4) 各国の状況を踏まえた個別専門家派遣業務の実施

各国の投資環境、外国投資流入状況、政府関係機関の能力、JICAによる協力の実績等は多様であり、これに伴い各国で投資促進を図る上での課題も多様である。分析業務を中心に業務の標準化を図る一方で、個別専門家による投資環境改善への助言及び投資促進機関等の能力向上支援・投資誘致支援については各国毎の状況を踏まえた支援を検討し、実施すること。

(5) JICA 民間連携事業等を考慮した投資誘致支援

中小企業海外展開支援、BOP ビジネス支援等、JICA の多様な民間連携事業及び日本政府関係機関の支援策も考慮して投資誘致支援業務を実施すること。

## 5 業務の内容

以下に JICA が想定する業務を記載する。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

(1) 各対象国における業務を行うにあたっての横断的業務

1) 途上国間の比較の視点を持った分析方法論の検討・構築

① 業務の標準化・品質確保の観点から、投資動向分析、投資環境分析、投資ポテンシャル分析、投資促進関係機関の能力評価（キャパシティ・アセスメント）にあたっては、あらかじめ情報収集項目を整理し、分析にあたっての方法論を検討し、JICA の確認を得る。方法論の検討にあたっては、対象国の状況を相対的に理解できるよう各国間で比較可能な指標を用いるよう留意するとともに、可能な限り各国が達成すべき目標（ベンチマーク）を設定すること。その際、OECD による Policy Framework for Investment や世界銀行グループによる Doing Business の活用を検討すること。

② 構築した分析方法論について、対象国の政府関係者に説明するための分かりやすい説明資料を作成する。

2) 分析方法論に基づくアフリカ投資促進に係る分析：分析方法論を活用し、対象 7 か国を分析した結果を踏まえ、これら対象国が共通に抱える課題や国毎の課題の特徴等について整理・分析を行う。

- 3) 投資促進関係機関とのパートナーシップの構築：独立行政法人日本貿易振興機構、一般社団法人日本経済団体連合会（サブサハラ地域委員会）、世銀グループ等のドナー、在アフリカの主要ビジネスコンサルティング会社等、複数国での投資促進関連業務を行うにあたって連携可能な関係機関とのパートナーシップを構築し、業務実施期間を通じて情報交換やセミナー共催等の連携を図りつつ業務を行う。
- 4) アフリカへの投資促進のための広報資料作成：アフリカへの投資の魅力・リスクの考え方、主要国の投資環境の比較、主たる JICA 協力実績、民間連携事業等の JICA 支援スキームを含むアフリカ全体への投資促進のための広報資料を和文及び英文で作成する。第 1 版を 2015 年 9 月までに作成し、3 か月毎を目処に随時更新を行う。当該資料は本業務における本邦セミナーに加え、JICA や対象国の関係者が国内外で開催する各種セミナーにおいても利用することを念頭に置いて作成する。
- 5) JICA への提言：本業務の経験を踏まえ、アフリカ諸国が投資促進にあたり抱える課題を構造的に把握した上で、JICA が今後アフリカへの投資促進分野の協力を行うにあたっての提言を行う。当該提言には投資促進を図る上でのボトルネックを解消するにあたって JICA が実施すべき新規事業のアイデアや既存事業の改善提案等を含むものとする。2016 年 3 月に第 1 回提言、2017 年 4 月に第 2 回提言を提出するものとする。

## (2) 各国における標準業務内容

個別専門家派遣業務については下記 1)～9)、投資促進分野情報収集業務については下記 1)～5) を各国における標準業務内容として実施する。業務内容の実施スケジュールについては以下 (3) に示す各国において重点を置く業務内容を踏まえつつ、プロポーザルにおいてコンサルタントが提案を行うこと。

個別専門家派遣業務については、2015 年 7 月～2017 年 4 月までの間にシャトル型で専門家を派遣することとし、各国につき合計 6 回の渡航、現地 13.8M/M 程度を想定する。各渡航にあたっては事前に業務計画書を作成する。また、帰国に先立って現地業務結果報告書を作成し、各国の JICA 事務所に説明・提出するとともに、本邦において JICA 産業開発・公共政策部に説明・提出を行う。

投資促進分野情報収集業務については、1 か国あたりの業務量としては現地 5.3M/M 程度を目安とし、各国とも 2 回の渡航を通じ 4 か月程度の期間で調査結果を取りまとめることを想定する。事前に対処方針を作成し、JICA の確認を得た上で、渡航を行うものとし、帰国に先立って現地調査報告書を作成し、各国の JICA 事務所に説明・提出するとともに、本邦において JICA 産業開発・公共政策部に説明・提出を行う。

### 1) 投資動向の把握・分析

- ① 当該国への投資元国別・産業別・立地別の投資動向を把握し、投資の傾向を分析する。データ分析にあたっては外国投資の認可額・流入額の区分等、データの特性を把握した上で実施する。

## 2) 投資環境分析

- ① 投資関連政策（重点投資誘致産業等）や法制度（投資法、経済特区法等）、投資関連許認可手続き（輸出入、外貨送金、会社設立、ビザ発給等の各種許認可の内容、担当省庁、標準処理日数、ワンストップサービスの検討・実施状況等）、経済特区／工業団地の開発・運営状況、主要インフラ整備状況、その他投資環境全般に関する情報を収集し、上記（1）1）で構築した方法論により分析を行う。
- ② 情報収集にあたってはローカルコンサルタントの活用を可とする。ローカルコンサルタント備上に要する経費については下記3）、4）を含め、1か国あたり100万円を上限とする。

## 3) 投資ポテンシャル分析

- ① 天然資源賦存、産業構造・貿易投資動向、立地条件、バリューチェーン、賃金・電力料金等の各種コスト、他国との競合関係等を踏まえた当該国への投資ポテンシャルに関する分析を上記（1）1）で構築した方法論により行い、ポテンシャルの見込まれる産業分野の絞り込みを行う。

## 4) 投資促進体制、投資促進業務内容の把握・分析

- ① 投資促進に関する担当省庁・実施機関の体制（組織体制、職員数、予算等）・能力・所掌等を把握する。
- ② 投資促進のための事業の内容・実施状況及びそれら事業の関係機関・民間企業・経済団体等からの評価等を把握する。具体的な内容としては、投資促進戦略・アクションプラン、各種許認可手続き・ワンストップサービスの導入・改善、投資データの収集・分析・活用、企業向け情報提供（投資ガイド、ウェブサイト等）、投資セミナー・商談会等の開催、投資認可後の投資モニタリング・企業サポート等が考えられる。
- ③ 以上を踏まえて、上記（1）1）で構築した方法論により投資促進関係機関の能力評価（キャパシティ・アセスメント）を行う。

## 5) 外国企業（特に本邦企業）の投資意向調査

- ① 上記3）で分析した投資ポテンシャル分析を踏まえ、ポテンシャルが見込まれる産業分野の外国企業（特に本邦企業）に対し、当該国への投資意欲や投資阻害要因を調査し、投資ポテンシャル分析の妥当性を確認するとともに、当該国の投資環境改善・投資促進にあたっての課題を分析する。コンサルタントは投資意向調査の具体的な方法についてプロポーザルにて提案すること。ただし、本邦企業については、10社程度を対象とした本邦でのヒアリング調査を含めることとする。

## 6) 投資環境改善への助言

- ① 上記1）～5）を踏まえて投資環境改善に向けた助言を行う。助言にあたっては国際的なデータ比較や各国が達成すべき目標（ベンチマーク）に基づく現状分析を行

った上で、企業投資意向調査等の結果を定量的なデータを交えて分かりやすく提示し、改善点を明確化する。また、改善を進めるにあたって参考になる他の途上国の優良事例を整理し、紹介する。

- ② 投資法、経済特区法等の法令文書に課題がある場合、これらの制定・改定にあたっての助言を行う。

#### 7) 投資促進機関等の能力強化支援

- ① 上記4)の分析を踏まえて、投資促進機関や担当省庁の能力強化を支援する。
- ② 具体的な支援活動の内容としては、上記4)②で把握した対象国毎の状況を踏まえて優先的に取り組む内容を検討し、先方政府と協議の上、選定する。支援活動の選定にあたっては、支援対象機関の自立的な機能の強化に資するものとなるよう十分留意する。この観点から、支援活動実施にあたっての各種経費（投資ガイド制作費、ウェブサイト構築費等）は原則として先方政府負担によるものとするが、パイロット的な活動を支援するために各国とも300万円を上限として費用を計上することを認める。

#### 8) 外国企業（特に本邦企業）の投資誘致支援

- ① 対象国への投資に関心を有する企業、投資に関心を持つ可能性のある企業への情報提供や投資実現に向けたプロモーション活動を途上国政府が実施する場合、これを支援する。
- ② 在京大使館等と連携し、国内作業期間において、投資可能性のある本邦企業と面談を行い、投資誘致活動を支援する。

#### 9) 本邦招聘・第三国視察

- ① 投資促進機関及び担当省庁の能力強化支援のために各国について業務期間中に1回ずつ本邦招聘、第三国視察を行う。招聘・視察の参加者数は3名、期間は移動日を含めて9日を目安とし、招聘・視察の時期、内容についてはJICAの事前確認を得るものとする。
- ② 本邦招聘の際には本邦（東京）において投資セミナーを開催することとし、会場経費等関連経費を計上すること。同セミナーについては、半日のプログラムを目安とし、1回あたり100名程度の参加を得ることを想定する。
- ③ 第三国視察については、各国の状況にあわせて、適切な視察先を選定し、プログラムを検討すること。
- ④ なお、本邦招聘・第三国視察の双方について、妥当と判断される場合、複数国の関係者を対象として同時期に実施することを検討し、効率性を高めるとともに複数国の関係者間の意見交換・情報交換の機会とすること。
- ⑤ 本邦招聘・第三国視察の実施にあたってのコンサルタントの具体的な業務の範囲は以下のとおり。

ア) 各種手続き：航空券の手配、ビザの手配、空港送迎、宿舎手配及び宿泊先への支払、保険加入手続き、参加者に対する日当・諸経費の支給、日程に基づく参加



#### 者の移動手配

- イ) 招聘・視察プログラムの準備：招聘・視察日程及びプログラムの作成、面談先の手配、関連資料の作成
- ウ) 招聘・視察プログラムの実施・監理：招聘・視察日程に基づく参加者の引率及び面談における通訳等、参加者への各種伝達及び招聘・視察プログラム関係者間の連絡・報告・調整、同行中の参加者の病気・怪我等の緊急事態、各種トラブルへの初動対応

#### (3) 各対象国における業務実施上の留意事項

##### 1) ケニア：

- ① 現在実施中で 2015 年 8 月末に終了予定の開発計画調査型技術協力「モンバサ経済特区開発マスタープラン」の実現促進を専門家業務の重点とする。同調査において、既に(2)の標準業務内容の 1)～5)に関する一定の分析はなされている。このため、本業務においては同調査結果を活用して、本業務で構築する分析方法論に基づく分析を効率的に実施した上で、経済特区の主管省庁である産業化省及び今後設立予定の経済特区庁の体制構築・能力向上支援、並びに投資誘致支援を活動の重点とする。
- ② 体制構築・能力向上支援にあたっては経済特区庁が設置するワンストップサービスセンターが円滑に業務を実施できるよう支援を行う。また、ケニア側を支援し、ケニア国内及び本邦において、モンバサ経済特区のデベロッパー候補企業及び入居候補企業に対してケニア側が実施する投資誘致活動を支援する。専門家は外資企業の投資判断にあたっての考え方等についてケニア側の理解促進を図り、効果的なプロモーションが行えるよう留意する。
- ③ ケニア政府は現国会において経済特区法の審議を行い、同成立にあわせて施行細則を策定する方針である。同施行細則については国際金融公社の支援が予定されているため、その進捗を把握するとともに、進捗にあわせ施行細則の内容に対し助言・コメントを行う。なお、経済特区に対する税制上のインセンティブについては財務省が所管する税法に記載される予定となっているため、同法の改定状況の確認を行う。
- ④ また、東アフリカ共同体において検討中の経済特区政策がケニアの経済特区の運営に影響を与えると見込まれるため、産業化省へのヒアリング等を通じて同政策の検討状況をフォローし、同省によるケニア政府としての対応方針の検討にあたっての助言を行う。
- ⑤ モンバサ経済特区の実現にあたっては、立地予定サイトの土地を管理し、港湾開発を担うケニア港湾公社、対象地域の経済社会開発を担う地方政府との調整が不可欠であるため、これらの関係機関間の調整を支援する。
- ⑥ モンバサ経済特区の開発は官民連携 (Public Private Partnership: PPP) 方式により行われることが想定されており、そのためには産業化省が PPP フィージビリティ調査の実施、PPP 担当部署の設置等の手続きを行う必要がある。専門家は

産業化省がこれらの手続きを進めるにあたっての助言を行う。

- 2) ガーナ：  
ガーナについては(2)標準業務内容に則り業務を実施するものとし、留意事項は特にない。
- 3) ザンビア：
  - ① JICAはこれまで、「南南協力を通じた投資促進環境整備プロジェクト」(2006～2009)、「ザンビア投資促進プロジェクト-トライアングル・オブ・ホープ-」(2009～2012)により、投資環境改善、投資促進能力向上を支援しており、これらの実績を踏まえた投資促進能力の更なる強化が課題となっている。
  - ② 「ザンビア投資促進プロジェクト-トライアングル・オブ・ホープ-」で作成した資料を活用して、(2)の標準業務内容のうち、1)～5)は効率的に実施し、先方政府との関係構築・問題意識の共有を行った上で、6)～9)に重点を置いて支援を行う。
- 4) エチオピア：
  - ① エチオピアに対しては「産業政策支援対話に関する調査」を通じ、同調査の受注者である政策研究大学院大学(GRIPS)とともに、エチオピア政府の関係者と累次の産業政策対話を進めており、2015年8月に最終回となる第8回の対話を実施する予定である。また、同調査により「エチオピア投資情報」を作成し、投資関連情報を取りまとめているとともに、2014年には在京エチオピア大使館による投資セミナーが開催され、日本企業の投資動向についてもある程度情報収集がなされている。更に、2015年4月からは工業団地開発に関する情報収集業務を実施し、工業団地に特化した本邦企業の進出可能性分析及びエチオピア政府に求められる工業団地関連の投資環境整備項目の検討を行っている。
  - ② したがって、本業務においては一般的な投資関連情報や工業団地に特化した投資環境については既存情報から効率的に把握した上で、通関、徴税、物流、電力事情、外貨送金等の投資環境に関連する具体的な手続き・サービス内容に重点を置いて情報収集・分析を行う。情報収集にあたっては政府関係機関を訪問し行政上のルールを把握した上で、税関、物流拠点等の主要サイトを訪問して実務の運用状況を把握するとともに、外資系企業へのヒアリング等によりサービス内容に対する企業側の認識を把握することを重視する。また、2015年8月に予定している第8回産業政策対話の場で本業務の成果を活用する観点から、7月中に現地調査報告等中間段階での調査結果を取りまとめる。調査開始にあたっては事前に日本側産業政策対話関係者(JICA産業開発・公共政策部及び政策研究大学院大学)と協議を行うものとする。
- 5) ルワンダ：
  - ① ルワンダに対してはこれまで投資促進分野の協力は行っていないが、日本政府

は2014年8月26日から28日にかけて同国、エチオピア、タンザニアに対する官民のアフリカ貿易・投資促進合同ミッションを派遣している。国内作業において既存情報に基づく分析作業、アフリカ貿易・投資促進合同ミッション参加企業へのヒアリングに基づく分析等を実施する。

6) コンゴ民主共和国：

- ① コンゴ民主共和国に対してはこれまでに投資促進分野の協力は行っていないが、日本政府が2012年8月に官民のアフリカ貿易・投資促進合同ミッションを派遣している。本業務においては国内作業において既存情報に基づく分析作業、アフリカ貿易・投資促進合同ミッション参加企業へのヒアリングに基づく分析等を実施する。また、調査対象地としては合同ミッションにて訪問した首都キンシャサと東部ルブンバシの2地域を訪問し、投資環境に関する情報の整理を図る。

7) カメルーン：

- ① カメルーンに対してはこれまでに投資促進分野の協力の実績はなく、また、既存情報も限定的である。同国の場合、首都ヤウンデ（人口規模約250万人）の他に、民間の経済活動が首都より活発な経済都市のドゥアラ（人口規模約300万人）に商工会議所や民間企業が本部を構えているため、これら2つの都市を訪問し、民間企業からの情報収集を行う。

6 成果品等

(1) 成果品

1) 全体

	レポート名	提出時期	部数など
ア	業務計画書	2015年6月下旬	和文10部（簡易製本） 英文10部（簡易製本）
イ	アフリカへの投資促進のための 広報資料（第1版）	2015年9月下旬	和文1部（簡易製本） 英文1部（簡易製本）
ウ	事業進捗報告書1 （アフリカ投資促進に関する 分析結果、アフリカへの投資促 進のための広報資料、投資促進 分野の協力に関する提言（第1 回）を含む）	2016年3月下旬	和文4部（簡易製本） 英文4部（簡易製本）
エ	事業進捗報告書2 （アフリカ投資促進に関する 分析結果、アフリカへの投資促 進のための広報資料）	2016年9月下旬	和文4部（簡易製本） 英文4部（簡易製本）

オ	事業完了報告書 (アフリカ投資促進に係る分析結果、アフリカへの投資促進のための広報資料、投資促進分野協力に関する提言(第2回)、個別専門家派遣業務完了報告、投資促進分野情報収集業務報告を含む)	2017年4月中旬	和文14部(製本) 英文14部(製本) CD-R 2部
---	---	-----------	-----------------------------------

## 2) 個別専門家派遣業務

	レポート名	提出時期	部数など
ア	業務計画書	各派遣前	和文4部(簡易製本) 英文4部(簡易製本)
イ	現地業務結果報告書	各派遣終了時	和文4部(簡易製本) 英文4部(簡易製本)
ウ	業務完了報告書	最終派遣の1か月後(ただし2017年3月下旬以前)	和文4部(簡易製本) 英文4部(簡易製本) CD-R 2部

## 3) 投資促進分野情報収集業務

	レポート名	提出時期	部数など
ア	エチオピア投資促進分野情報収集中間報告書	2015年7月末	和文1部(簡易製本)
イ	投資促進分野情報収集結果報告書	各調査終了時	和文4部(簡易製本) 英文4部(簡易製本)

### (2) 報告書の仕様

- 1) 報告書(事業完了報告書を除く)の作成仕様は、A4版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則簡易製本とする。
- 2) 事業完了報告書の仕様(印刷・製本及び電子化の仕様)は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf))を参照し、製本する。
- 3) 添付資料等
  - ① 別冊形式の資料、及び多量の画像は電子データのみとする。

### (3) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。

また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。

- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

#### (4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

#### (5) 収集資料

業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1 業務の工程

##### (1) 業務実施期間

本業務は、2015年6月下旬に開始し、2017年4月下旬に終了することを目処とする。

#### 2 業務量の目処及び業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目処

業務量は、全体 75.5M/M(現地 62.7M/M、国内 12.8M/M)を目処とし、効率的、かつ効果的な実施方法を提案する。1か国あたりの業務量は下記を目処とする。

- 1) 個別専門家派遣業務：1か国あたり 15.0 M/M程度
- 2) 投資促進分野情報収集業務：1か国あたり 7.6 M/M程度

##### (2) 業務従事者の構成(案)

本業務には以下に示す各分野の専門家が参加することを想定している。なお、担当分野の変更・追加または統合・分割が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに、上記の業務量を超えない範囲においてプロポーザルにて提案する。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／アフリカ地域投資促進(2号)
- 2) ケニア産業開発アドバイザー(2号)
- 3) ガーナ投資促進アドバイザー(3号)
- 4) ザンビア投資促進政策アドバイザー(3号)
- 5) 投資関連法制度
- 6) 投資誘致・工業団地開発
- 7) 投資環境／業務調整

#### 3 参考資料

##### (1) 公開資料

- 1) ザンビア投資促進プロジェクトトライアングル・オブ・ホープー終了時評価調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008491.html>
- 2) ザンビア投資促進プロジェクトトライアングル・オブ・ホープー 資料集  
<http://www.jica.go.jp/project/zambia/0901055/materials/index.html>
- 3) エチオピア産業政策支援対話に関する調査(含むルワンダ調査結果)  
下記政策研究大学院大学のウェブサイト上で紹介されている政策対話の具体

的内容及び「エチオピア投資情報」を参照すること。

<http://www.grips.ac.jp/forum/>

## (2) 貸与資料

開発計画調査型技術協力「モンバサ経済特区開発マスタープラン」の関連資料及び各国の個別専門家案件に関する要請書については、産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム (Tel.03-5226-8055) にて貸与します。

## 4 現地再委託

本業務においては、現地再委託は想定していないが、投資環境分析について経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント等に現地再委託して実施することが効果的と判断される場合は、第2-5(2)2の「投資環境分析」の項に記載のローカルコンサルタント備上経費の範囲内で、プロポーザルにて提案すること。

## 5 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、各国のJICA事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、各国のJICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上

